



VDB | *Loi*

ミャンマー税制
ハンドブック
2019年—2020年

Get to the point.

© VDB LOI CO., LTD

All rights reserved. No part of this publication may be reproduced, stored in a retrieval system or transmitted, in any form or by any means – electronic, mechanical, photocopying, recording or otherwise – without the prior written permission of the publisher or copyright holder. This publication, and any form of copy of this publication, may not be sold, re-sold, hired out or otherwise disposed of by way of trade, by any person or entity, without the prior written permission of the publisher or copyright holder.

Published by VDB Loi Co., Ltd November 2019
Version 2.0

Disclaimer: All information is considered correct as of the publication date; however it is not intended to be relied upon. For the most up-to-date information, please contact one of our advisers or visit our website at www.vdb-loi.com

目次

略語	1
ミャンマーの会計年度変更	2
法人所得税	3
法人所得税率	3
課税所得控除	3
減価償却	3
欠損金の繰越	3
2%の輸出入時前払法人税	3
源泉徴収税	4
概要	4
源泉徴収税の免除	4
年間支払金額の非課税枠	5
二重課税防止協定	5
キャピタルゲイン課税	6
概要	6
課税の限度枠	6
税率	6
キャピタルゲインの計算	6
個人所得税	7
概要	7
居住者、非居住者	7
課税対象給与	7
所得控除	7
税率	8
社会保険料	8
源泉不明な所得	9
レンタル所得	10
二重課税防止協定	11
商業税	12
概要	12
非課税の品目とサービス	12
課税売上高の枠	12
商業税の登録	12
課税対象取引と税率	12
課税の基本	13
売上税額と仕入税額の相殺	13
特別物品課税	14
概要	14
免税品目	14

課税対象の枠	14
登録.....	14
税率.....	14
課税の基本	14
相殺.....	14
宝石税.....	15
税の法令遵守	16
法令遵守の期限と罰則	16
罰則.....	16
その他の税	17
印紙税.....	17
固定資産税.....	17
関税.....	17
投資の恩典.....	18
ミャンマー投資委員会 (MIC) の恩典	18
経済特別区 (SEZ) の恩典	18
投資と自由貿易協定	19
添付1: 減価償却率表	20
添付2: 商業税・非課税品目 (物品販売)	26
添付3: 商業税・非課税品目 (サービス)	29
添付4: 特別物品税の課税項目と税率 (国内生産物品と 輸入物品)	31
添付5: 特別物品税の課税項目と税率 (輸出品目)	32
添付6: 印紙税	33
契約書と副本.....	33
債券.....	34
譲渡証書、リース、抵当権、再譲渡証書.....	34
約束手形	36
譲渡.....	37
Annex 7: Classification of zones under Myanmar Investment Law..	38

略語

略語	定義	
ACIA	ASEAN Comprehensive Investment Agreement	アセアン包括的投資協定
BIT	Bilateral Investment Treaties	二国間投資協定
CGT	Capital Gains Tax	キャピタルゲイン税
CIF	Cost, insurance and freight	運賃保険料込み条件
CIT	Corporate Income Tax	法人所得税
CT	Commercial Tax	商業税
DTA	Double Taxation Agreement	二重課税防止協定
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
IRD	Internal Revenue Department	内国歳入局
ITL	Income Tax Law	所得税法
MIC	Myanmar Investment Commission	ミャンマー投資委員会
MOPF	Ministry of Planning and Finance	計画財務省
PIT	Personal Income Tax	個人所得税
PT	Property Tax	財産税
SD	Stamp Duty	印紙税
SEZ	Special Economic Zone	経済特別区
SGT	Specific Goods Tax	特別物品税
UTL	Union Tax Law	連邦税法
WHT	Withholding Tax	源泉徴収税

ミャンマーの会計年度変更

2019年5月28日、計画財務省の内国歳入局は、個人及び法人の会計年度を現行の4月1月ー3月31日から10月1日ー9月30日に変更し、2019年10月1日から発効すると発表しました。従い、納税者には2019年4月1日から2019年9月30日までが1年の会計年度となります。この変更は2018年連邦税法の制定に伴う政府機関、省庁、国営企業の会計年度の変更に連動するものです。

年間所得申告の詳細は以下の通りです。

会計年度	申告期限	査定期間
2018年4月1日から 2019年3月31日まで。 (2018年-2019年度)	2019年7月1日	2019年4月1日から 2019年9月30日まで。 (2019年度)
2019年4月1日から 2019年9月30日まで。 (2019年度)	2020年1月2日	2019年10月1日から 2020年9月30日まで。 (2019-2020年度)
2019年10月1日から 2020年9月30日まで。 (2019年-2020年度)	2020年12月31日	2020年10月1日から 2021年9月30日まで。 (2020-2021年度)

法人所得税

法人所得税率

ミャンマーの法人所得税率は2017年に制定された会社法により設立されたミャンマー法人と支店及びミャンマー投資委員会から事業認可を取得した法人(2016年成立の外国投資法及びミャンマー投資法により認可された居住外国法人を指す)は25%です。ただし、ヤンゴン証券取引所に上場された法人は2017年-2018年の課税年度から20%であることに留意。ミャンマー会社法により設立された居住法人は全世界所得を申告し納税しなければなりません。一方、ミャンマー会社法により設立された外国法人、支店を含む非居住法人はミャンマー国内源泉所得のみが課税対象です。

課税所得控除

一般的には、収益を獲得するために支出した費用は一定の条件で損金算入できますが、例えば、資本的支出、個人的な用途の支出、事業規模にふさわしくない支出、法人に関係のない個人的な教会の会費等は損金として参入することはできません。

減価償却

税務上の減価償却費はデプリシエーション・アローワンスと呼ばれますが、新しく取得した固定資産のデプリシエーション・アローワンは、所得税規則の規定と2016年の通達19で定められた料率に基づいて算出されます。なお、減価償却の方法は、定額法のみが認められており、定率法を適用することはできません。資産の使用度合いに関係なく、その固定資産が導入された最初の年度に損金算入ができます。添付1(20ページ)の減価償却率表を参照ください。

欠損金の繰越

キャピタルロスを除く税務上の損失額は、翌年以降の3事業年度に繰越し、将来の課税所得と相殺することができます。

2%の輸出入時前払法人税

ミャンマーへの物品輸入時には輸入者は自身の前払法人税(輸入価格に対して2%)を支払う必要があります。例外があります。例えば、プロジェクトの建設期間中の建設資材及び機材の輸入或いはミャンマー投資委員会が認可した事業の最初3年間の原材料の輸入は適用外です。前払法人税として納税された税は会計年度末までに年間所得税と相殺されます。

源泉徴収税

概要

計画財務省は2018年6月18日、通達47/2018を発表し、通達51/2017の源泉徴収を廃止しました。本通達は2018年7月1日に発効しました。本通達により、契約や取り決めに基づき、ミャンマー国内における物品購入及び役務提供の対価を居住者へ支払う場合、源泉徴収は不要となります。なお、非居住者へ支払う場合に適用される源泉税率には変更ありません。源泉徴収の主な支払いの種類及び源泉税率は下表のとおりです。

支払いの種類	居住者	非居住者
	Notification 47/2018	Notification 47/2018
利子・金利	0%	15%
ロイヤリティ	10%	15%
政府関係機関、省庁、国有企業による商品(国内調達)の購入に対する支払い	2%	2.5%
政府関係機関、省庁、国有企業以外による商品(国内調達)の購入に対する支払い	0%	2.5%
政府関係機関、省庁、国有企業による役務(国内)の提供に対する支払い	2%	2.5%
政府関係機関、省庁、国有企業による役務(国内)の提供に対する支払い	0%	2.5%

通達47/2018は、支払いの受取者が同意する或いはしないに関係なく、支払者に対して支払額から源泉徴収税を差し引くという法的義務を課すものです。支払者が該当源泉徴収税を差し引かなかった場合には、財務省内国歳入局は支払者から源泉徴収税を回収します。支払者は居住納税者或いは非居住納税者の両方があります。源泉徴収税を差し引く義務は支払者にあります。

源泉徴収税の免除

ミャンマー政府組織間での支払い、政府組織と国営企業への支払い及びミャンマー国内に支店を設立している或いはその支店の法人所得税を支払っている非居住者貸し手への支払い金利の源泉税は免除されます。以前は外国銀行のミャンマー支店は非居住者と見なされていたので、支払金

利には15%の源泉徴収税が課税されていましたが、2017年4月1日からは課せられていません。

年間支払金額の非課税枠

年間の支払い合計金額が100万チャット超の場合のみ、ミャンマー政府機関、国営企業等がミャンマー国内における物品の購入、業務の提供、役務の提供及び賃借の対価を居住者に支払う場合に源泉税が課されます。非居住者に支払う場合、非課税枠はありません。

二重課税防止協定

ミャンマーと租税条約を締結している国に所在する非居住法人については二重課税防止の協定に守られており源泉税が免除されるのが基本です。財務省内国歳入局は非居住法人に対して当該国の税当局が発行する居住証明書¹の提出を要求します。二重課税防止の恩典を得るためには承認申請を内国歳入局に提出しなければなりません。

キャピタルゲイン課税

概要

資本資産とは土地、建物、車輛、その他の事業に関わる資産と定義されます。株式、債権、証券及びそれに類似した有価証券も含まれます。キャピタルゲイン課税は資本資産の売却、交換または移転によって利益を得た居住者及び非居住者に適用されます。株式の譲渡及び売却によって得られた利益も含まれます。この場合の申告・納税者はキャピタルゲインを得た者となります。

課税の限度枠

年間の売却、交換または移転による金額が1000万チャットである場合には、キャピタルゲイン課税はありません。

税率

キャピタルゲインに対する税率は、一般事業法人の場合には10%です。ミャンマーチャットまたは外資で課税されます。但し、石油・ガス部門においては、別途キャピタルゲインの税率が定められており、得られたキャピタルゲインと同じ通貨で支払わなければなりません。税率は以下のとおりです。

	キャピタルゲイン	税率
1	1000億チャット未満	40%
2	1000億チャットから1500億チャット	45%
3	1500億チャット以上	50%

キャピタルゲインの計算

キャピタルゲインの計算をするにあたっては、資本資産の売却、交換または移転に関する全ての収入から、税法に基づく減価償却累進額を控除した後の簿価価格及び売却、交換または移転時に発生した費用などを控除した金額に所定の税率を乗じて計算されます。資本資産の処分年度の減価償却は認められません。

個人所得税

概要

雇用者は、居住者と非居住者の別に拘わらず、雇用者へ支払われる給与、賃金及びその他の報酬から個人所得税を差し引く義務を負います。ミャンマー居住者である雇用者（ミャンマー国民及び外国人）は所得控除を差し引いた全世界所得に累進課税で課税されます。非居住者である雇用者はミャンマー国内源泉所得のみが課税の対象となります。

居住者、非居住者

個人の場合、毎年、課税年度内（10月1日から9月30日）においてミャンマー国内に183日超滞在する者が居住者と定義され、183日以内の者が非居住者と定義されます。

課税対象給与

所得税法で定義された給与所得とは、給与、賃金、年金、ボーナス、賞金、給与或いは賃金に付随して受け得る料金とか口銭など。法律では課税対象給与の定義がありません。従い、雇用者から非雇用者へのいかなる支払いも、それが会社取引関連の支払いであるが説明できない場合は課税対象の支払いと判断されます。

次の項目は個人所得税から除外されます。年金、退職金、非居住者が海外で外貨で受け取る給与、国営のロツテリーからの金銭など。2019年の連邦税法では年間給与所得が480万チャット以下の場合には所得税が課されません。

所得控除

所得者の課税所得の計算においては、以下の所得控除が認められます。

基礎控除	課税所得総額の20%（上限1000万チャット）
配偶者控除	所得のない配偶者につき1000万チャットの控除。
扶養控除（子女）	未婚で扶養者となっている子女1人あたり500マンチャットの控除。18歳を超える子女の場合には、全日制の学校などの就学者であること。
扶養控除（親）	同居中かつ扶養者となっている親1人あたり100万チャットの控除。義父義母も該当します。
保険料控除	納税者、配偶者のための生命保険料支払額の控除
寄付金控除	国内歳入局が承認する節減基金への寄付金の控除
社会保険料控除	社会保険機構雇用者の社会保険金の控除

税率

ミャンマー国内で就労する個人には、居住者、非居住者の別に拘わらず、同じ累進課税率が適用されます。但し、居住者の納税者には前述の所得控除を差し引いた全世界所得に所得税が課されます。一方、非居住者の納税者には、所得控除のないミャンマー源泉所得に所得税が課税されます。

年間給与所得に関する累進税率は以下の通りです。	
課税所得額	税率
1から200,000チャット	0%
200,001から5,000,000チャット	5%
5,000,001から10,000,000チャット	10%
10,000,001から20,000,000	15%
20,000,001から30,000,000	20%
30,000,001以上	25%

社会保険料

社会保険法は雇用者1人に5人以上の被雇用者と一緒に社会保険に加入することを求めています。雇用者と非雇用者の月額保険料は被雇用者の給与のそれぞれ3%と2%を占めています。(最大30万チャットの月額給与)。雇用者が支払う通貨により異なります。従い、被雇用者の月額負担額は6,000チャット、雇用者は9,000チャットとなります。雇用者は被雇用者の給与から社会保険料を差し引いて社会保険機構に支払う責任があります。

源泉不明な所得

査定を免れた所得は、ミャンマー市民及び外国人に対して、所得税の所得控除を差し引く前の段階で30%の所得税が適用されます。

しかしながら、市民が資本資産の購入、建設、取得する或いは新規事業を立ち上げる、既存事業を拡大するために使用する所得の源泉を明らかにできれば、その部分は源泉不明な所得の全体額から差し引くことができます。差し引かれた源泉不明所得額には以下の累進課税が課されます。

	課税所得額	税率
a.	1から1,000,000チャット	3%
b.	1,000,001から300,000,000チャット	5%
c.	300,000,001から1,000,000,000チャット	10%
d.	1,000,000,001から3,000,000,000	15%
e.	3,000,000,001以上	30%

レンタル所得

土地、建物或いはアパートのリースにより所得を得た個人納税者の場合は、所定の所得控除を差し引いた所得額に対して10%の所得税が課税されます。

国営企業、ミャンマー投資委員会が承認する事業及び企業経営の場合、納税者の特別なカテゴリー用に定められた適用税率に基づき課税されます。

二重課税防止協定

ミャンマーは以下の8カ国と二重課税防止協定を締結しています。英国、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、インド、韓国、ラオス。インドネシアやバングラの他、多くの国と契約準備をしています。従い、協定が有効な国では、所得税の二重課税は回避されています。

二重課税防止協定による恩典は自動的に獲得できませんので、納税者は、所得税の納税期日前に、論点と証拠を国内歳入局に提出しなければなりません。言い換えれば、二重課税防止協定の恩典享受の申請書は会計年度の9月30日までには承認されてなければなりません。

商業税

概要

商業税は以下の活動の対価に対して課税されます。

- ・ ミャンマー国内での生産、物品の販売
- ・ 物品の輸入
- ・ 貿易
- ・ サービスの提供

非課税の品目とサービス

42の非課税品目があります。その多くは農業品目とその関連品目です。詳細は別表2(25ページ)を参照ください。ミャンマーで提供されるサービスの全てに5%の消費税が課税されます。但し、32のサービスは非課税です。詳細は添付3(28ページ)を参照ください。

課税売上高の枠

貿易、物品の販売及びサービスの提供による売上が1年間で50百万チャットを超える納税者は、商業税を徴収して国内歳入局に支払うことが義務付けられています。1年間とは事業を始めた月を含めた事業開始から12ヶ月を指します。

商業税の登録

商業税の課税対象となる前述の活動を行う全ての事業者(非居住者を含む)は事業開始の1ヶ月前までに内国歳入局に登録申請を行う必要があります。輸入される物品に課税される商業税は輸入時に、輸入関税と同時に徴収されます。納税者が仕入税額(物品やサービスの購入時の商業税)を売上税額(物品やサービスの販売時の商業税)と相殺する場合は、国内歳入局に登録する必要があります。

課税対象取引と税率

課税対象項目	税率
物品の輸入	5% 非課税42品目(別表2)
国内生産	5%
貿易	5%
物品の輸出	0% 特別税率;電力8% 原油5%
サービスの提供	5% 非課税32品目(別表3)
- 不動産のリース	5%
- 不動産の販売	3%
金製の宝飾品販売	1%

課税の基本

商業税は特別物品税を含めて、基本的には物品の販売・サービス提供時点で課税されますが、物品の輸入に関しては、輸入通関時にCIF価格（物品の価格、海上保険、海上運賃）に課税されます。

売上税額と仕入税額の相殺

商業税は売上税額から仕入税額を控除する仕組みとなっています。しかし、固定資産と資本資産の購入と建設の仕入税額は例外となります。損傷を受けた或いは販売できなかった物品の商業税は売上税額と相殺できません。所得年度内で売上税額と相殺できない仕入税額の先送りできません。国内歳入局による還付もありません。しかし、商業税計算時に事業経費として処理することはできます。レンタル料或いは売れ残り物品及び未使用原材料に関わる仕入税額は歳入局の承認があれば、繰越が可能です。金製の宝飾品の購入時の商業税は国内販売或いは輸出での売上税額とは相殺できません。

特別物品課税

概要

ミャンマーは2016年4月1日より特別物品税を導入しました。

物品が輸入される、国内で製造・販売される、あるいは輸出される流通過程において、特別物品税が課されます。特別物品の輸入者、生産者、輸出者は特別物品税を支払う必要があります。特別品目は15品目あります。

免税品目

数多くの免税品目があります。再輸出のために輸入された特別品目の輸出時の免税もあります。

課税対象の枠

2千万チャットを超えないタバコ、両切り葉巻タバコ、葉巻の国内生産は非課税です。他には限度枠はありません。

登録

輸出者、生産者、輸出者は当局に特別物品税の登録をしなければなりません。

税率

特別物品税率は連邦税法に毎年発表されます。

連邦税法に基づき課税される国内生産及び物品輸入の現況特別物品税の税率は添付4 (30ページ) を参照ください。物品の輸出に関しては添付5 (31ページ) を参照ください。

課税の基本

課税標準は、輸入の場合にはインボイス価格、課税可能な物品の国内製造販売の場合には、インボイス価格または当局が市場価格に基づく見積もった販売価格のいずれか大きい金額となります。課税不可能な物品の国内販売の場合には、当局が判断した価格に基づき査定されます。しかしながら、当局が判断する価格は海外から輸入される類似の物品の販売価格と同じものになります。

相殺

特別物品税の売上税額と仕入税額の相殺はできます。

宝石税

特別物品のカテゴリーに含まれない全ての宝石と宝飾品にミャンマー宝石法に基づき宝飾税が課税される。販売者の販売価格と実際の販売価格を基にミャンマー宝石協会が定める販売価格のいずれか高い価格に課税される。輸入された宝石の場合の税金は輸入されて上陸した時の価格に課税される。税率は以下の通りです。

	宝石の種類	税率
1.	翡翠の原石	11%
2.	ルビーの原石、サファイヤ及びその他の高価な宝石原石 但し。ダイヤモンド、エメラルドは除外	9%
3.	加工された翡翠原石、ルビー、サファイヤ、その他の加工された高価な宝石、ダイヤモンド、エメラルド以外の宝石	5%
4.	宝石で作られた物品	5%

税の法令遵守

ミャンマーでの会計年度は10月1日から翌年の9月30日です。

法令遵守の期限と罰則

税金の種類	納付の種類	期限	罰則
法人所得税	仮納付 確定申告	四半期毎 年度末から3ヶ月以内 課税通知書に記載された 日が納付期限	遅延10%
源泉徴収税 徴収者の支払い		源泉徴収後7日以内	遅延10%
商業税	期中納付	翌月10日までに先月分を 納付	遅延10%
	期中申告	四半期ごとに翌月末まで に申告	
	確定申告	年度末から3か月以内に確 定申告書を提出	
個人所得税個人 給与 (徴収者の支払い)	源泉徴収税	源泉徴収後7日以内	遅延10%
	確定申告	年度末から3か月以内に に確定申告書を提出	
特別物品税		四半期ごとに翌月10日ま で申告	遅延10%
キャピタルゲイン税		キャピタルゲインが発生し てから1か月以内に申告	

罰則

納税者が期日までに納税を行わなかった場合、支払いが行われなかった額の10%を超えない額のペナルティが課されます。また意図的な所得操作があったと判断された場合、支払われなかった額の50%相当額のペナルティが課されます。

その他の税

印紙税

2014年に改訂された印紙税法は印紙税の賦課を定めた基本法令です。印紙税の目的は納付対象となる文書に法的効力を賦するものです。文書は権利或いは義務を創造し、移転し、消去し、記録できる文書です。一般的に、印紙税は明らかな免除事項がない限り、全ての法律文書に課されます。

法律文書の署名まで或いは署名後1ヶ月以内に印紙税が支払われていない場合、国内歳入局は500チャットまたは印紙税の3倍の額のいずれかを賦課します。

印紙税額の詳細は添付6 (43ページ)を参照ください。

固定資産税

固定資産税の基本立法はヤンゴン市都市開発法2018であり、ヤンゴン都市開発委員会がこの法律を管理して税を徴収しています。特定の土地や建物、或いはヤンゴン市のテリトリー内の土地や建物に適用される。マンダレー或いはネピドーなど他の都市ではその地域の規則に従って管理されています。

固定資産税は4つのカテゴリーから成ります。すなわち、一般税、照明税、水税、衛生税です。該当する土地と建物の年間価値に対して、それぞれ異なる税率で1年に課税されます。固定資産税の税率及び計算は資産の使用目的により異なります。資産の使用者は一旦ヤンゴン都市開発委員会がその資産の年間価値を定めれば、固定資産税を支払う義務を負います。

関税

ミャンマーの関税は税関法に基づいて徴収されている。関税は査定額に課され、関税局により発行されるHSコードに定められた関税率に基づき支払われます。

投資の恩典

ミャンマー投資委員会 (MIC) の恩典

資格ある案件にMICが与える投資許可には多くの利点があります。詳細はミャンマー投資法2016に記載されています。概要は以下の通り。

1. 法人所得税の免除。MICの通達13/2017に記載される先進事業が対象。免税享受期間は地域により異なる。ゾーン1は7年間、ゾーン2は5年間、ゾーン3は3年間。
2. 再投資の利益控除。1年以内の再投資の利益は法人所得税から控除。同類事業の再投資の利益も含む。
3. 機械設備・建物等の加速度償却。事業開始日から加速度償却が適用。
4. ミャンマー国民と税率。外国人従業員の個人所得税の支払い税率について、ミャンマー国民と同税率を適用。
5. 研究開発費の控除。ミャンマー国内において実際に必要で、実際に使用しているものの課税所得からの控除
6. 機械、設備等の輸入関税等の減税。工事等の建設期間中に使用される、ミャンマー国内で調達が不可能な機械、設備、材料、部品、建設資材の輸入関税、その他国内諸税は減免。
7. 原材料、半製品の輸入関税等の減税。全量輸出製品となる原材料及び半製品の輸入関税、その他国内諸税は減税。
8. 輸出時の税金還付。製品の原材料、半製品の輸入時に支払われた関税、商業税がその製品の輸出時に還付される。

経済特別区 (SEZ) の恩典

SEZは経済特区法に基づき2つの主要なゾーンがあります。SEZへの事業進出は以下のような多くの特典が享受できます。

	フリーゾーン (免税・減税ゾーン)	プロモーションゾーン
所得税の 免税	事業開始から7年間	事業開始から5年間
所得税の 50%減税	免税期間後5年間50%減税 50%減税期間後、1年以内の 再投資を条件に5年間の50% 減免	フリーゾーンと同じ

	フリーゾーン (免税・減税ゾーン)	プロモーションゾーン
欠損金の繰越控除	損失が発生した年度から5年間は欠損金繰り越しが可能	フリーゾーンと同じ
関税とその他の税	以下の品目の輸入は免税 生産に使用する原材料、機材と部品。工場、倉庫、事務所の建築資材、事業に必要な車輛と機材	5年間の免税。次の5年間は50%の減税。対象品目はフリーゾーンと同じ

注)フリーゾーン(免税・減税ゾーン)は輸出、プロモーションゾーンは国内販売を目指した企業の入居ゾーン

投資と自由貿易協定

2012年に、ミャンマーは東南アジア諸国連合(アセアン)9カ国とともに、アセアン包括投資協定に加盟しています。加えて、アセアンは中国、韓国、オセアニア諸国、インドと自由貿易協定(FTA)に調印しました。

ミャンマーは12の国とそれぞれ二国間投資協定を締結しています。イスラエル、韓国、米国、インドネシア、日本、インド、タイ、クウェイト、ラオス、中国、ベトナム、フィリピン。

添付1: 減価償却率表

		資産の種類	取得原価に対する減価償却率 (%)	
1	建物			
	a	第一種建物:鉄筋コンクリート造りなど堅牢のもの		
		1	工場建物	2.5%
	2	その他の建物	1.25%	
	b	第二種建設:ブロック造りのもの		
		1	工場建物	5%
	2	その他の建物	2.5%	
	c	トタン屋根葺き、木造の建築		
		1	工場建物	10%
	2	その他の建物	5%	
d	葉などの植物葺き屋根、竹造りの建物	経費処理可		
2	家具及び備品			
	a	種々の家具及び備品 但し、減価償却を行わないガラス製品、皿、リンネ、プラスチックシートなどは経費処理可	5%	
	b	ホテルやゲストハウス、映画館で使用される家具及び備品、食器等	6.25%	
c	ホテル、劇場や映画館で使用される音響機器	10%		
3	機械設備類			
	a	種々の機械	5%	
	b	下記細目の機械は別途定める		
		1	精米機械	6.25
		2	小麦製粉機械	6.25
		3	油脂製造機械	6.25
		4	製氷機械	6.25
		5	飲料製造機械	6.25
6	コーヒー製造機械	6.25		

		資産の種類	取得原価に対する減価償却率 (%)
	7	紅茶製造機械	6.25
	8	蒸留機械	6.25
	9	パン・ビスケット製造機械	6.25
	10	麵製造機械	6.25
	11	その他製粉機械	6.25
	12	缶詰機械	6.25
	13	皮なめし機械	6.25
	14	靴製造機械	6.25
	15	電池製造機械	6.25
	16	糊製造機械	6.25
	17	石鹼製造機械	6.25
	18	蠟燭製造機械	6.25
	19	ひも縄製造機械	6.25
	20	アルミキッチン食器製造機械	6.25
	21	スズ製品製造機械	6.25
	22	プラスチック製品製造機械	6.25
	23	製材製造機械	6.25
	24	生石灰製造機械	6.25
	25	電気機器製造機械	6.25
	26	削岩製造機械	6.25
	27	製錬製造機械(鉄を除く)	6.25
	28	旋盤製造機械	6.25
	29	造船製造機械	6.25
	30	穀物類粉碎製造機械	6.25
c	1	油脂凝固機械	10
	2	化学物質製造機械	10
	3	漂白及び染色機械	10

		資産の種類	取得原価に対する減価償却率 (%)
	4	ゴム製品製造機械	10
	5	ブロックレンガ製造機械	10
	6	屋根瓦製造機械	10
	7	ワイヤー・釘製造機械	10
	8	縫製裁断機械	10
	9	塩炉	10
4	機械設備類		
	a	架空ケーブル	2.5
	b	1 ジェネレータ	6.25
		2 電気変圧器	6.25
		3 地下ケーブル	6.25
		4 エレベータ	6.25
		5 一般電気製品	6.25
		6 金属メッキ機器	6.25
		7 修理及びメンテナンス機器	6.25
		8 印刷機器	6.25
		9 エアーコンプレッサー及び空気圧機器	6.25
	c	アイスクリームメーカー	10
	d	映画製作及び投影利用機器	12.5
	e	エックス線及び治療機器	20
5	水運		
	a	動力なしの鉄製帆船	5
	b	動力付き鉄製帆船	6.25
	c	木造帆船	10
6	陸運		
	a	1 自動車	12.5
		2 自転車及び自転車タクシー	12.5
	b	タクシー、トラック、バス及び動力無し車	20

	資産の種類		取得原価に対する減価償却率 (%)
7	種々		
a	1	オフィス機器	10
	2	計量器	10
	3	工場用機器及び付属機器	10
	4	衣類及び帽子作成機器	10
	5	皮及び帆布製品製造機器	10
	6	冷蔵機器	10
	7	建設機器	10
	8	工具及び家事用鉄製品を作るための機器	10
	9	単行で使用される機器	10
	10	手染め機織機器	10
b	1	サトウキビジュース製造機	12.5
	2	手術用具	12.5
c	1	機械式農業用機器	20
	2	クレーン	20
8	その他工業用資産		
a	1	飛行機	12.5
	2	データ機器及び計算機器	10
	3	映画及び演劇の役者によって使用される物品	20
	4	録音及び拡声機器	10
	5	瓶洗浄機	10
	6	ダンボール製造機	6.25
	7	酒製造所用機器	5
	8	カメラ及び撮影機器	10
	9	肥料工場用機器	6.25
	10	化学物質工場機器	6.25
	11	電子機器	20

資産の種類		取得原価に対する減価償却率 (%)
12	綿圧縮機器	6.25
13	コンデンスミルク工場機器	10
14	複写複合機	10
15	鉄精錬機器	5
16	ガラス工場用機器	6.25
17	殺虫剤工場用機器	
18	上着・セーター編み機	
19	洗濯及び衣料染色機器	
	一般機器	10
	洗濯機	12.5
20	マッチ工場機器	5
21	オイル及び石油会社	
	機械及び備品	5
	パイプライン	5
	ドリル工具	20
	ドリル足場	10
	地質検査用具	10
	地震モニター用具	10
	その他検査用具	10
22	酸素及びアセチレン製造機器	5
23	塗料及び光沢用機器	6.25
24	鶏肉及び鴨肉加工機器	6.25
25	縫製用マシン	10
26	塗装及び吹付用具	10
27	砂糖製造機械	6.25
28	帆布またはプラスチック	12.5
29	テレビ	

資産の種類		取得原価に対する減価償却率 (%)
	- アンテナ用設備	2.5
	- その他器具	12.5
	- 受信機	
	(a) 一般	10
	(b) レンタル用	12.5
30	屋根瓦機械	10
31	タイプライター (電子及び非電子)	10
32	傘製造機器	10
33	掃除機及び換気扇	10
34	ビデオ	
	- ゲーム機	20
	- その他ビデオ機器	10
35	洗浄機	12.5

添付2: 商業税・非課税品目 (物品販売)

No.	Type of goods
食料品	
1	粳、米、糠、破碎米 粳穀、小麦、小麦粉、とうもろこし、その他の穀物、及びそれらの粉、
2	豆類、豆粉、ピーナッツ、コマ、ゴマの実、綿の実、米糠など。
3	ニンニク、オニオン、じゃがいも、香辛料(葉、実、種、樹皮)及びそれらの加工品、キャッサバの苗、チリ、チリの粉末、ウコン、ウコンの粉末、生姜、熟したタマリンド。いろんな種類の塩
4	果物、野菜
5	お茶、乾燥茶、乾燥粉碎茶、加工して包装した乾燥茶
6	鮮魚、エビ、生肉、卵(鶏、アヒル等)
7	ピーナツ油、ゴマ油
8	砂糖、サトウキビ、ミルク、酪農食品、濃縮ミルク、ミルクパウダー、ヨーグルト、豆乳
9	魚を使ったペースト、干魚、干エビ、塩漬け魚、塩漬けエビ、雑魚、エビの粉末、魚のすり身
農業と家畜関連	
10	桑の葉、カイコの繭
11	動物、魚、エビ、陸生動物、海上動物、両生類、それらの卵、胎芽、子孫、標本、海洋植物と種、藻類、コケ
12	土壌、肥料、植物を成長させる化学肥料、農業用殺虫剤、除草剤、コケ、バクテリア、線虫、農薬、家畜用の燻蒸消毒薬(蚊取り線香、蚊取りスプレー、ネズミ取り薬は含まず)動物用、養殖魚及びエビ用の飼料・えさ、(農業・畜産・灌漑開発省が承認する医薬品及びワクチン、家畜、獣医学部が許可する医薬品を含む。)動物用、養殖魚及びエビ用えさの原材料及び完成品(ペットフードを含む)
13	パーム油、ひまわりの種、綿花の種、かぼちゃの種、メロンの種、カシューナッツ、ピンロージュナッツ、ピンロージュの殻、高級穀物、野菜の種、植物

No.	Type of goods
14	種々の綿、カルダモンの実、タナカ、ミャンマー特有の農産品、ココナツオイル(ヤシ油は含まない)
15	コイヤ系(ココヤシの皮から編んだ)
16	薪、藤、竹、藁、 ショロ、サトウキビなど節のある茎、薪の代用としての燃料ブロック
事務所と学校で使用される物品	
17	封印用のワックス、切手(印紙を含む)
18	国旗
19	鉛筆、鉛筆製造用のフラファイト
20	教科書、参考書、種々の練習帳・紙画帳、雑誌、ジャーナル、新聞、それらを作成するための用紙(40から80グラム)、種々の鉛筆、種々のルーラー、消しゴム、鉛筆削り
医療関連物品	
21	葉草植物
22	ハチミツ、蜜蝋
23	保健局が定めたX線フィルム、X線装置、その他の医療機材、医療綿、包帯、ガーゼ、医療用衣類、手術着、マスク、手術用グローブ、医薬品及びその他の伝統医薬(法律、規則で禁止されていない、且つ食品医薬品局に登録されているか承認されているものに限る。医薬品及び伝統医薬の原料も含む)
24	コンドーム
宗教・社会関連の物品	
25	法衣等の宗教上の衣類(高級宝石が付いた法衣は含まない)
26	消防車、捜査・救助車、霊柩車
輸送関連の品目	
27	電力エネルギー省が外国の大使館、国際連合の機関、外交官に販売する燃料
28	国際及び国内の航空サービス用のジェット燃料

No.	Type of goods
29	航空機、ヘリコプター用の機械、設備、付属品、スペアパーツ
産業用品目	
30	漂白剤（漂白用塩酸塩を使用した）、洗剤、石鹼を作る原料、石鹼
31	ジュート、類似した繊維状のもの、天然ゴム、トラガカントガム
32	農機具、農業機械、それらの部品及び四輪トラクター（車両法で定めた車両は含まない）種々の家畜用設備と道具、機械とスペアパーツ、家畜繁殖のための人工受精用精液（凍った精液を含む）、精液卵、胚芽、人工受精用機材
33	ソーラーパネル、蓄電池、インバーター
34	委託製造契約に基づき、再販目的ではなく、完成品製造のために客先が海外から送る原材料及び半製品、包装材料、製造機械、道具、設備、予備品
防衛関連品目	
35	国家の防衛と安保のために使用される武器、車輛、機械、設備及び関連部品、種々の火薬、ダイナマイト、それらの部品（陸軍防衛局で許可された品目に限る）、国防省予算で承認された陸軍用の品目
宝石、鉱物資源関連品目	
36	純金、金塊及びミャンマー国内で政府が開催する宝石展示会で販売される翡翠、ルビー、サファイヤ並びにその他の宝石
37	あぶら糟
その他	
38	出国場所において海外渡航者に外貨で販売される免税商品
39	大使館並びに領事館において外交官及びスタッフが使用する物品
40	国内外の機関から国に寄付された資金やファンドによって購入された物品
41	国の要求に応じて内閣が免税と認定した物品
42	痛感規則に従って一時的に輸入を許可された物品、またはドローバック制度のもとで輸入された物品

添付3: 商業税・非課税品目(サービス)

No.	Type of service
外交	
1	大使館、領事館及びその職員・スタッフが使用する各種サービス
国防	
2	国防関係の書類・印刷物の出版サービス
文化芸術	
3	文化芸術関連のサービス
輸送	
4	駐車場のレンタル
5	貨物運送サービス(鉄道、車輛、船舶、航空機及び重機。但し、パイプラインによる輸送は除く)
6	引越しサービス
7	有料道路の通行料徴収サービス
8	国内・国際航空輸送サービス
9	公共交通サービス
10	国が提供する郵便サービス
教育	
11	教育サービス
12	教育用書物、雑誌、ジャーナル、新聞の出版サービス
保健	
13	保健サービス 但し、美容整形サービスは除く
14	伝統マッサージ及び盲人マッサージ
15	動物病院の医療保健サービス
16	公衆トイレサービス
金融	
17	生命保険サービス
18	マイクロファイナンス
19	金融市場関連サービス

No.	Type of service
20	中央銀行より許可された金融サービス
21	通関・港湾サービス
22	ロツテリー事業サービス
社会福祉	
23	催事用の備品のレンタルサービス
24	葬祭サービス
25	保育サービス
産業・電力	
26	受託加工業
27	農業の工業化サービス
28	国の電力網に属さない地域での民間小規模発電・配電サービス
Miscellaneous Sector	
29	政府機関に支払われるライセンスフィー
30	国の要求に応じて内閣が免税と認定したサービス
31	国内外の機関から国に寄付された資金によるサービス
32	国及び各州・管区の政府機関内で提供されるサービス(国営企業は除く)

添付4: 特別物品税の課税項目と税率(国内生産物品と輸入物品)

	品目	税率
1	紙巻きたばこ 販売価格(20本入りパック)	60%
	(a) 600から1,000チャットまで	8から22チャット/本
	(b) 1001チャット以上	25チャット/本
2	嚙たばこ	60%
3	たばこ葉	60%
4	両きり葉巻	0.75チャット/本
5	葉巻	80%
6	パイプ用たばこ	80%
7	ペテル・チューイン	80%
8	酒類	
	(a) リッターあたりの売価が 200以上 15,000チャットまで	60%
	(b) リッターあたりの売価が 15,001チャット 以上	60%
9	ビール	60%
10	ワイン	
	(a) リッターあたりの売価が 750以上 16,500チャットまで	81~3,250チャット/リ ッター
	(b) リッターあたりの売価が 16,501チャ ット以上	50%
11	丸太及びその加工品	5%
12	車輛	
	4ドアのダブルキャビン型ピックアップ トラックを除く、ライトバン、サルーン、 セダン、エスコートワゴン、クーペ	
	(a) 1,501ccから2,000ccまで	10%
	(b) 2,001ccから4,000ccまで	30%
	(c) 4,001cc以上	50%
13	灯油、ガソリン、ディーゼル、航空燃料	5%
14	天然ガス	8%

添付5: 特別物品税の課税項目と税率(輸出品目)

No.	Specific Goods	Tax rate
1	木材およびその加工品	10%

添付6: 印紙税

契約書と副本

契約の種類	税額
契約或いは覚書	
a. 為替手形の取引	50チャット
b. 政府債或いは有限会社の株	1万チャットまでは 10万チャット当たり 25チャット
c. 合併契約書、利益分配契約 建設合意書 または類似の合意書	記載された金額の100分の1 最高額15万チャットまで
d. 上記のいずれにも該当しないもの	300チャット
非課税文書	
下記の契約或いは覚書: - a. 印紙税法のNo.43に記載されない物品 或いは商品 b. 政府入札の応札に関するもの c. 土地収用法に関するもの d. リースに関するもの No.35を参照	
不動産権利書、抵当或いは保証の預託に 関する契約書 下記合意を証明する法律文書: - 1. 不動産権利書の預託或いはそれを証明 する法律文書 2. 動産の抵当権或いは保証。預託、抵当 或いは保証が 現金前払い或いはロー ンで行われる場合: -	
a. ローン或いは負債の返済が要求時 に或いは 文書の発行から3ヶ月を超 える場合	印紙税法No.13(a) と同じ
b. ローン或いは負債の返済が要求時 に或いは 文書の発行から3ヶ月を超 えない場合	印紙税法No.13(a) の半額

契約の種類	税額
非課税文書	
説明されない不動産権利書、抵当権或いは保証	
適切な税が支払われた文書の複製或いは写し: -	
a. 文書原本の印紙税が150チャットを超えない	原本と同額
b. それ以外の場合	100チャット
非課税文書	
支払いを免除された開拓者へのリースのカウンターパート	
信用状、売り手が買い手に対して支払いを保証するいかなる法律文書。 保証状 印紙税法(5)を参照	200チャット

ボンド債

Description of Instrument	Proper Stamp-duty
印紙法2(5)で定義のボンド債、社債ではない (No.27) 管財人証書 (No.2)、船舶抵当証書 (No.16)、税関支払証書 (No.26)、賠償契約書 (No.34)、船舶抵当貸借 (No.56)、保証証券 (No.57)	記載された金額の 0.5%

譲渡証書、リース、抵当権、再譲渡証書

Description of Instrument	Proper Stamp-duty
2(10)に記載された譲渡証書。No.62に 記載の譲渡は異なる。	記載金額の2%。 不動産の場合、2%追加
非課税文書	
著作権法に定められた著作権譲渡 共同著作権譲渡 (No.46を参照)	
追加請求: 担保の追加請求文書: -	No.23と同じ2%
a. 担保がNo.40のa項に該当する場合 (占有)	追加請求額を考慮して

Description of Instrument	Proper Stamp-duty
b. 担保がNo.40のb項に該当する場合（非占有）	
i. 追加請求の際、財産所有が文書通りに与えられる或いは合意される	No.23と同じ2% 元の抵当と追加の合計 支払済税は差し引く
ii. 非占有の場合	No.15の債券と同じ 記載金額の0.5%
リース契約、転貸し、また貸し	
a. リース料金が固定、プレミアムなし。	
i. リース期間が1年以内	No15債券と同率0.5% 年間リース料金総額に
ii. リース期間が1年から3年	No15債券と同率0.5% 平均年間リース料金総額に
iii. リース期間が3年以上	No23譲渡証券と同率2% 想定される平均年間リース
iv. リース期間が定まっていない	No23譲渡証券と同率2% 10年間の平均年間リース料.
v. リース期間が永続	No23譲渡証券と同率2% 50年間に支払われるリース 料の5分の1相当に
b. 罰金、割増金或いは前金が許されるリース。賃貸は不可	
c. 罰金、割増金或いは前金が許されるリース。賃貸は不可	
非課税文書	
a. 作物栽培者及び栽培目的のリース（食料・飲料用 樹木のリースも含む）罰金・プレミアム無し。期間は1年を超えないこと。或いは平均賃料が 1万チャットを超えない	
b. 現行法に従った漁場のリース	

Description of Instrument	Proper Stamp-duty
抵当権設定契約 不動産の権利証書の預託、抵当、保証 (No.6) ではない。冒険貸貸証券 (No.16)、作物抵当証書 (No.41)、船舶抵当貸借 (No.56)、保証証券 (No.57) -	
a. 抵当権設定者により合意された財産所有或いは財産の一部所有の場合	譲渡証書 (No.23) と同率 2% (不動産の場合は 2% 追加)
b. 合意されていない場合	債券債 (No.15) と同率 0.5%
付带的、補助的、追加的な保証	
(a) 100万チャット未満10万チャット当たり	50チャット
(b) 100万チャット以上10万チャット当たり	50チャット
非課税	
1. 現行関連法による前払者或いは保証人による文書	
2. 為替手形による担保契約書	
再譲渡証書 担保財産の再譲渡或いは消滅	1万チャットまで、譲渡証書 (No.23) と同率 2% (不動産の場合は 2% 追加)。

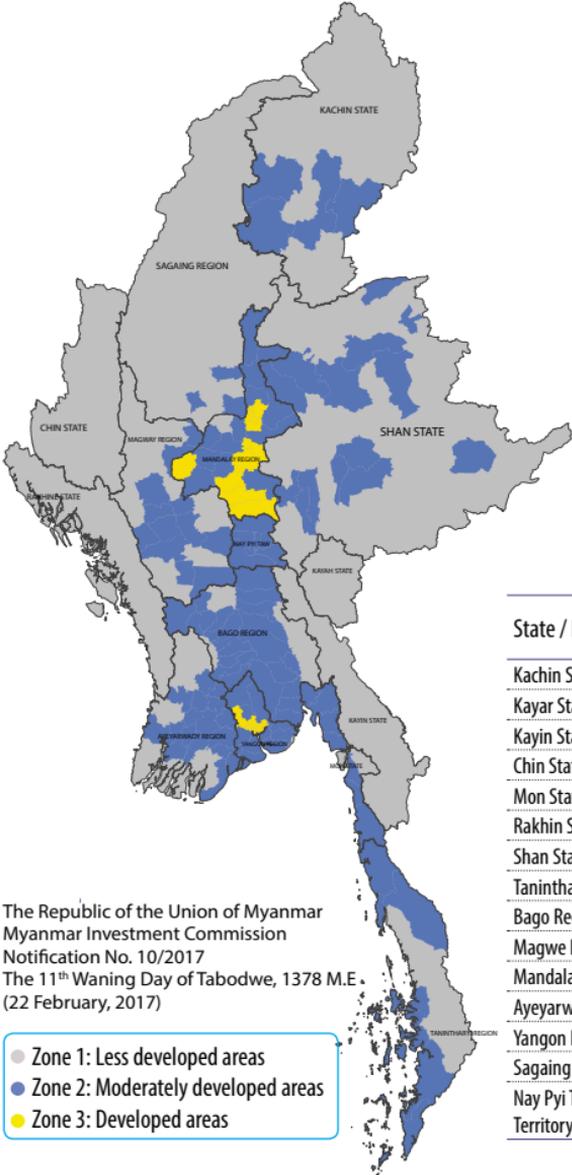
約束手形

Description of Instrument	Proper Stamp-duty
2 (22) で定められた約束手形 -	
a. 一覧払手形 -	
i. 25,000チャット未満	50チャット
ii. 25,000以上100,000未満	100チャット
iii. それ以外	150チャット
b. 一覧払手形以外の手形	為替手形 (No.13) と同率 一覧払いの場合 0.0065% 確定日払いの場合 0.5%

譲渡

Description of Instrument	Proper Stamp-duty
譲渡 (対価付きと対価なし)	
a. 有限会社或いは他の法人の株	0.1%株価に対して
b. 社債、証券、セクション8の社債以外	0.1%社債額面に対して
c. ボンド債、抵当権或いは保険の金利	
i. 500チャット未満	
ii. それ以外	300チャット
d. 行政一般アクト25に記載される全ての財産	300チャット
e. 信託財産 被信託人から他の被信託人 或いは被信託人から受益者への対価なし	300チャット或いは上述 Aから Cと同等
非課税	
裏書譲渡	
a. 為替手形、チェック或いは約束手形 b. 船荷証券、配送伝票、商品の保証書 或いは商業上の文書 c. 保険証書、ミャンマー政府の保証 (d) セクション8を参照.	

Annex 7: Classification of zones under Myanmar Investment Law



The Republic of the Union of Myanmar
 Myanmar Investment Commission
 Notification No. 10/2017
 The 11th Waning Day of Tabodwe, 1378 M.E.
 (22 February, 2017)

- Zone 1: Less developed areas
- Zone 2: Moderately developed areas
- Zone 3: Developed areas

State / Region	Zone 1	Zone 2	Zone 3
Kachin State	14	4	
Kayar State	7	3	
Kayin State	7	7	
Chin State	8		
Mon State	2	8	
Rakhin State	17		
Shan State	41	14	
Tanintharyi Region	4		
Bago Region	7	23	
Magwe Region	13	12	
Mandalay Region	2	13	14
Ayeyarwaddy Region	10	17	
Yangon Region		13	32
Sagaing Region	34	3	
Nay Pyi Taw Union Territory		8	



We are a network of leading law and tax advisory firms with offices in Cambodia, Indonesia, Laos, Myanmar and Vietnam.

Our general areas of practice are corporate, finance and disputes.

Our principal specialized areas of practice are energy and infrastructure, real estate, telecom and taxation.

There are three things you need to know about our approach:

1. We deliver the ultimate in ground connectivity.
2. Our quality is trusted by the most discerning.
3. We never give up.